

## 入会案内

### <入会のご案内>

当協議会は、日本国内の婚姻件数が減少する中で、結婚相手紹介サービスのご提供を通じて、日本社会の持続的な発展に貢献するため、国内の主要な結婚相手紹介サービス事業者及び連盟本部により設立しました。

結婚相手紹介サービスの一層の普及および信頼性向上を図るための諸活動を行って参りますので、当協議会の趣旨をご理解いただき、協議会への積極的なご入会をお願い申し上げます。

### <入会資格>

- 結婚相手紹介サービス業に関する事業活動を2年以上行っていること。
- 日本国内に営業拠点があること。
- 特定商取引に関する法律などの関係法令を遵守していること。
- 個人情報の保護に関する法律を遵守していること。
- 消費者相談に関する十分な処理体制を整えていること。
- 過去2年以内に法人及び役員による法令違反による処分を受けていないこと。

### <会費>

- 入会金：10万円（入会時のみ納入する）
- 会費（年額）：年間の会費は次の（1）～（3）の合計とし、年4回の分割納入とする。
  - （1）登録費：10万円（定額）
  - （2）会員数基準運営費：8万円～120万円（在籍会員数による区分に従い納入する）
  - （3）売上高基準運営費：8万円～120万円（前年度売上高による区分に従い納入する）

### <協議会活動内容>

- 倫理綱領、自主規制基準の制定及び順守
- 消費者相談窓口の開設
- 認定個人情報保護団体としての取り組み
- 関係官庁からの情報提供、関係官庁との情報共有
- 消費者相談機関との情報交換
- 結婚相手紹介サービス業に係る調査・統計の整備
- 各種研究会・セミナーの開催
- 消費者向けセミナー・イベントの開催
- 結婚相手紹介サービス業に係る広報・啓発活動

<入会手続き>

入会希望者は、下記記載の「提出書類」および「提出資料」を事務局に提出し入会審査を申請するものとします。

必要書類・書式をご案内しますので、事務局あてに電話でお申し込みください。

- 申込先：事務局 電話番号 03-5689-8769
- 入会審査方法：事務局・総務委員会による書類審査及び面接の後、理事会の承認により入会を認めます。
  
- 提出書類：入会申込書、事業者概要書、誓約書、消費生活相談情報の提供に関する同意書
- 提出資料：代表者略歴、役員名簿、前事業年度営業概況書等、事業所一覧表、概要書面・契約書面など全コースの契約関係書類、コース別料金・サービス内容一覧、お客様相談室の設置状況、苦情相談件数の推移(自社調べ及び国民生活センター調べ:直近3年分)、パンフレット類、広告内容、個人情報保護に関する対応、その他当協議会が求める書類・資料等

以上